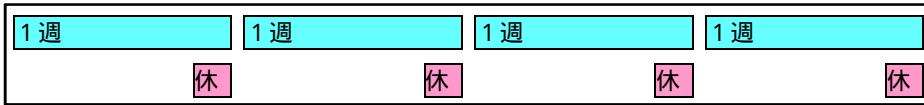


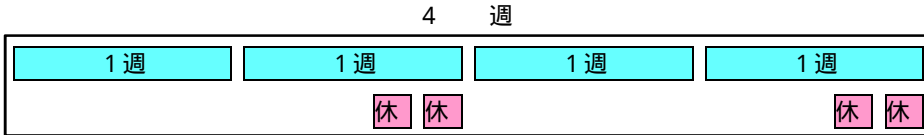
## 休日(第 35 条)

使用者は毎週少なくとも 1 日の休日が、4 週間を通じて 4 日以上の日を与えなければなりません。

### 1. 毎週 1 休日の例



### 2. 4 週 4 休の例



4 週 4 休を採用する場合は、就業規則等により 4 週の起算日を明らかにし、またできるかぎり休日は特定してください。

休日の与え方

休日 原則 週 1 回 与え方 できるだけ特定するのが望ましい

休日 例外 4 週 4 日 変形休日制 就業規則その他これに準ずるもので 4 週間の起算日を明らかにする

休日の意義等

休日 原則 暦日(午前 0 時～午後 12 時の継続 24 時間)の休み

休日 例外 継続 24 時間の休み 交替制勤務等 要件は次の ・ いずれにも該当

番方編成による交替制であることを就業規則で定め、制度として運営されていること。

各番方の交替が規則的に定められ、勤務割表等でその都度設定されるものでないこと。

休日とは、労働契約において労働義務がないとされている日をいいます。

休日とは、原則として暦日、すなわち午前 0 時から午後 12 時までの 24 時間をいいます。

午前 0 時から午後 12 時までの間に勤務しない場合が休日であり、所定休日とされている日でも前日の労働が延長されて午前 0 時を超えた場合などは、休日を与えたことになりません。

ただし、3 交替勤務表で暦日をまたがる勤務がある場合には、暦日休日制の原則を適用すると、1 週 2 暦日の休日を与えなければいけないこととなり、週休制をとった立法趣旨に合致しないこととなりますので、2 つの要件(上記参照)によって、継続 24 時間をもって休日とすることで差支えないとされています。

### 3. 振替休日と代休の相違点

項目	振替休日	代休
どんな場面に行われるか	36 協定が締結されていない場合などに休日労働をさせる必要が生じたとき。	休日労働や長時間労働をさせた場合に、その代償としてほかの労働日を休日とするとき。
行われる場合の要件	(1) 就業規則に振替休日を規定 (2) 4 週 4 休の休日を確保した上で、振替休日を特定 (3) 遅くとも前日までに本人に予告	特になし
振替後の休日または代休の指定	あらかじめ使用者が指定します。	使用者が指定することもあるし、労働者の申請によって与えることもあります。
賃金	休日出勤日に通常の賃金を支払えばよく、振替休日に賃金を支払う必要はありません。	休日出勤に割増賃金の支払いが必要です。代休日に賃金を支払うかどうかは就業規則の規定によります。

なお、振替休日 が週をまたがった場合、週の法定労働時間を超えて労働させた時間について時間外労働に係る割増賃金の支払いが生じます。